年　　　月　　　日

（宛先）

　西東京市長

西東京市地球温暖化対策助成金（業務用エアコン等）交付申請・実績報告兼請求書

（申請者）

氏名

住所

電話番号

請求書発行責任者

担当者

メールアドレス

　西東京市地球温暖化対策助成金（業務用エアコン等）交付要綱の規定により、助成金の交付を受けたいので、次のとおり交付申請及び実績報告を行い、請求します。

また、助成金の交付決定に必要な範囲で、住民基本台帳の記録情報及び市税の納税状況を照会し確認することに同意します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 交付請求額 | **金　　　　　　　　　　　　　　　　　円** | |
| 対象機器  ※いずれかに〇 |  | 業務用エアコン |
|  | ルームエアコン |
| 国または都の補助制度利用の有無 | 有　　・　　無 | |
| 有の場合は機関名と  補助金額 | （申請先機関名）  （補助金額） 円 | |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 金融機関がゆうちょ銀行かそれ以外で、欄が異なります。 | 口座名義 | （カナ） | | | | | | | | | | | | |
| （漢字）  （※債権者と同一人でお願いします。） | | | | | | | | | | | | |
| **金融機関（ゆうちょ銀行以外）** | | | | | | | | | | | | | |
| 銀行名 |  | | | | | | 支店名 | |  | | | | |
| 預金  種別 | １ 普通  ２ 当座  （1か2に○） | ※右詰め  口座番号 | |  | |  | |  | |  |  |  |  |
| **ゆうちょ銀行** | | | | | | | | | | | | | |
| 通帳記号 | | １ |  | |  | | |  | | 0 |  | | |
| ※右詰め  通帳番号 | |  |  | |  | | |  | |  |  |  |  |

振込指定口座

**※訂正時に修正液・修正テープは使用不可。二重線と訂正印を使用（但し金額の訂正は不可）添付書類**

|  |
| --- |
| 共通  □地球温暖化対策助成金（業務用エアコン等）交付申請・実績報告兼請求書（市指定様式）  □中小企業者等であることを確認できる書類  　【法人の場合】  ●発行後３か月以内の商業・法人登記簿謄本（現在事項証明書または履歴事項証明書）  ●従業員数がわかる書類（法人事業概況説明書の写し、労働保険概算・確定保険料申告書等（受付印のあものなど））  　【個人事業主の場合】  ●直近の確定申告書（受付印または電子申告の受信通知のあるもの）  ※不動産賃貸業の場合は、市内の対象機器の設置（予定）場所で不動産収入を得ていることが確認できるもの（青色申告決算書（不動産所得の収入の内訳書含む）など）  □市内に事業所を有していることを確認できる書類　次の①～③のいずれか  ①発行後３か月以内の公共料金の請求書または領収書の写し（事業所の名称と所在地の記載があるもの）  ②発行後３か月以内の事業所の不動産登記（建物）に関する登記事項証明書（全部事項証明書または現在事項証明書）  ③営業許可証の写し  □領収書  領収書に型番の記載がない場合は、但し書きに「エアコン代として」等を記載のうえ、他の  提出書類で型番を確認します。  □設置場所・買い換えであることが確認できる書類  【業務用エアコンを申請する場合】①～③すべて  ①室内機、室外機の設置場所が明示してある平面図  ②設置前の状況（機器）がわかるカラー写真  ③配送・設置場所の住所が記載されている書類（納品書等）  【ルームエアコンを申請する場合】①、②どちらも  ①家電リサイクル券（排出者控え）等の写し  ②配送・設置場所の住所が記載されている書類（納品書、配送伝票等）  該当する場合のみ  □設置同意書  対象機器を設置する建築物が共有又は賃貸建築物、使用貸借建築物である場合のみ提出  □令和６年度納税証明書または非課税証明書  　　個人事業主で、令和6年1月1日現在、西東京市に住民票がなかった場合のみ提出 |

**誓約事項**

私は、「西東京市地球温暖化対策助成金（業務用エアコン等）交付申請・実績報告兼請求書」

を提出するにあたり、次の内容について誓約します。

|  |
| --- |
| １　西東京市が実施する関係書類の提出指導、検査・報告・是正のための求めがあった場合、これに応じます。  ２　代表者、役員又は使用人その他従業員若しくは構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団、同条第３号に規定する指定暴力団、同条第４号に規定する指定暴力団連合、同条第５号に規定する指定暴力団等、同条第６号に規定する暴力団員に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が経営に事実上参画していません。 |